

仕 様 書

令和6年度広島高等検察庁、広島地方検察庁、中国地方更生保護委員会、広島保護観察所、広島出入国在留管理局及び中国公安調査局（以下「各官署」という。）における定期健康診断等委託業務の仕様は、以下のとおりとする。

第1 健康診断業務

1 健康診断の種類

- (1) 一般定期健康診断(人事院規則10-4運用別表第4第1ないし第10項)
- (2) 一般定期健康診断の結果、必要と認められる検査(人事院規則10-4運用別表第4第12項の検査)(以下「二次健康診断」という。)
- (3) 人事院規則10-4運用別表第4第11項に掲げる項目の検査(以下「第11項検査」という。)
- (4) 特別定期健康診断(人事院規則10-4運用別表第5第2項「自動車等の運転を行う業務」)

2 検査項目及び受診予定者数

別紙記載のとおり。

なお、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性で、市区町村から配布されたクーポン券を提示した者に対して、一般定期健康診断実施時に風しんの抗体検査を実施し、同検査結果を受診者個人に通知するとともに、各官署の健康管理者に同検査の成果物を提出すること。同検査の実施方法等については、各官署の健康管理担当者から別途通知することとする。

3 実施場所

(1) 一般定期健康診断

ア 初回

- (ア) 広島市中区上八丁堀2番31号 広島法務総合庁舎
- (イ) 広島県福山市三吉町1丁目7番2号 福山法務合同庁舎
- (ウ) 乳ガン検査及び子宮ガン検査については、本件業務を請け負った者(以下「乙」という。)の所在地又は乙の直営する診療所その他医療施設

イ 追加実施

乙の所在地又は乙の直営する診療所その他医療施設

(2) 二次健康診断、第11項検査及び特別定期健康診断

乙の所在地又は乙の直営する診療所その他医療施設

4 実施時期及び実施時間

(1) 一般定期健康診断

ア 初回

契約締結日から令和6年10月31日までの間(ただし、行政機関の休日を除く。)に実施し、午前8時から開始して午後5時までに終了させるものとする。

なお、実施日数及び回数については、別途協議することとする。

イ 追加実施

初回に受診できなかった者を対象として、乙と各官署の健康管理担当者との間において協議して行うこととする。

(2) 二次健康診断、第11項検査及び特別定期健康診断

乙と各官署の健康管理担当者との間において協議して行うこととする。

5 実施体制等

(1) 乙は、健康診断を実施する際、医師、看護師及び放射線技師等を実施場所に派遣した上、必要な検査機材等を持ち込み、指定する実施日時に滞りなく健康診断を完了すること。

(2) 乙は、各健康診断等の実施前に、受診者ごとに次の書類を作成すること。

ア 一般定期健康診断受診票

イ 二次健康診断対象者に係る受診票

ウ 特別定期健康診断における各受診票

(3) 乙は、実施日の2週間前までに、前記5(2)アないしウ記載の個人別健康診断受診票（受診者の所属、氏名及び年齢等が記載されたもので、既往歴、自覚症状等を記載できるもの。）を作成した上、その他事前準備が必要な書類、検査容器等と併せて、各官署の健康管理担当者に提出すること。

(4) 乙は、前記3(1)ア(ア)及び(イ)の場所で健康診断を実施する際は、各官署からあらかじめ指定された場所において、会場等の設営、準備、受付、案内、誘導及び後片付けを行うこと。

(5) 本件業務で使用する機器の電源は、各官署の施設の電源を使用することができる。ただし、検診車は自家発電機能を有する車両を使用すること。

(6) 乙は、健康診断を実施するに当たり発生した廃棄物を、持ち帰った上、適正に処分すること。

6 業務責任者

(1) 乙は、本件業務の履行に当たり、あらかじめ業務責任者を定め、支出負担行為担当官広島高等検察庁検事長に通知すること。

(2) 業務責任者は、各官署の健康管理担当者と事前に綿密な打合せを行い、本件業務が円滑に実施されるよう努めること。

(3) 業務責任者は、業務履行中に事故等が発生した場合は、速やかに対応するとともに調査を行い、その原因等を支出負担行為担当官広島高等検察庁検事長に報告すること。

7 成果物の提出

乙は、健康診断後、速やかにデータの集計処理を行い、次の成果物を各官署の健康管理担当者に提出すること。

(1) 検査項目別受診人数

(2) 個人別結果票（受診者本人宛てに封入したもの）

(3) 健康管理者用の個人別結果票（全受診者の健診結果が記載されたもの）

(4) 結果一覧表（ただし、各官署から電子媒体での提出を求められた場合は、

乙は結果一覧表データが記録された電子媒体を提出すること)

(5) 人事院規則10-4第24条の2に該当する者の抽出

第2 心理的な負担の程度を把握するための検査（人事院規則10-4運用第22条の4関係第3項）

1 心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の項目

(1) 職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目

(2) 当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

(3) 職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目

2 受検予定者数

別紙記載のとおり。

3 実施時期

契約締結日から令和6年12月31日までの間で、各官署のストレスチェック実施事務従事者（以下「実施事務従事者」という。）との間において協議して行うこととする。

4 実施体制等

(1) 乙が作成したマークシート方式の簡易調査票（以下「調査票」という。）

（労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）に示された職業性ストレス簡易調査票（57項目）を網羅した調査票）を使用し、職員に必要事項を回答させる方法で実施する。

(2) 乙は、ストレスチェック実施日の2週間前までに、前記4(1)の調査票、マークシート形式による回答用紙及び回答用紙を封入するための封筒を、各官署の実施事務従事者に提出すること。なお、受検者への配布は各官署の実施事務従事者が行うこととする。

(3) 受検後の調査票を各官署の実施事務従事者が受検者から回収して、乙に提出するものとする。

(4) 乙は、調査票の内容を確認してデータ入力し、評価結果を点数化し、受検者のストレスの状況をレーダーチャート等の図表で分かりやすく表示するなどしてストレスの程度を評価し、その結果を受検者ごとに封緘し、各官署の実施事務従事者に提出する。

(5) 乙は、受検者のうち、ストレスの高い職員（以下「高ストレス者」という。）の選定を行う。なお、原則として次の要件を満たす職員を高ストレス者として選定するものとする。

ア 調査票のうち、「当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が一定以上であり、かつ、「職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目」及び「職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目」の評価点数の合計が著しく高い職員。

イ 前記ア)の点数の評価については、原則として前記マニュアルに示された「評価基準の例」による。

(6) 乙は、調査票の内容を前記マニュアルに示された「仕事のストレス判定図」

により、集団分析を行う。なお、集団分析の対象は6集団（官署数）とし、各官署ごとの受検者が10人未満の場合は集団分析を実施しないものとするが、集団設定数（集団設定例：全体、50代以上、40代、30代、20代以下、男性、女性）及び集団分析実施に係る詳細な事項に関しては、乙と各官署の実施事務従事者との間で協議するものとする。

5 ストレスチェック委託先実施事務従事者

- (1) 乙は、本件業務の履行に当たり、あらかじめストレスチェック委託先実施事務従事者（以下「委託先実施事務従事者」という。）を定め、支出負担行為担当官広島高等検察庁検事長に通知すること。
- (2) 委託先実施事務従事者は、各官署の実施事務従事者と事前に綿密な打合せを行い、本件業務が円滑に実施されるよう努めること。
- (3) 委託先実施事務従事者は、業務履行中に事故等が発生した場合は、速やかに対応するとともに調査を行い、その原因等を支出負担行為担当官広島高等検察庁検事長に報告すること。

6 成果物の提出

乙は、ストレスチェック実施後、速やかにデータの集計処理を行い、次の成果物を各官署の実施事務従事者に提出すること。

- (1) 受検人数及び要面接指導者リスト
- (2) 個人別結果票（受検者本人宛てに封入したもの）
- (3) 健康管理医用の個人別結果票
- (4) 集団分析結果票（ただし、各官署から電子媒体の提出を求められた場合は、乙は集団分析結果票データが記録された電子媒体を提出すること）